

農業を経営する皆様へ



全ての農産物を対象に収入減少を補てんします！！

「収入保険」



農業で新しい品目の導入、販路拡大などに**チャレンジ**したいんだけど、**様々なリスクがあるんだよねー**。

自然災害や病虫害、鳥獣害
などで収量が下がった



市場価格が下がった



災害で作付不能になった



けがや病気で収穫が
できない



倉庫が浸水して
売り物にならない



取引先が倒産した



盗難や運搬中の事故
にあった



輸出したが為替変動
で大損した



収入保険は様々なリスクから
農業経営を守ります！



様々なリスクに備えて収入保険に加入しましょう！

※青色申告を行っている農業経営者が対象です。



どのくらいの補てんになるの？

基準収入1,000万円の場合、保険期間の農産物の販売収入が900万円を下回った場合に補てんされます (※)

〈補てん金額のイメージ〉

例えば、

保険期間の販売収入が800万円なら90万円
(積立方式の補てん90万円)

保険期間の販売収入が700万円なら180万円
(積立方式の補てん90万円、保険方式の補てん90万円)

保険期間の販売収入が500万円なら360万円
(積立方式の補てん90万円、保険方式の補てん270万円)

(※)掛捨ての保険方式の補償限度80%と掛捨てではない積立方式の補償幅10%で加入した場合です。

規模拡大や過去の収入の傾向を反映した基準収入の試算ができます！



掛金はいくらくらいなの？

基準収入1,000万円の場合、初年は、
・掛捨ての「**保険方式**」のみの場合、**10.5万円**です (※)

(掛捨ての保険料8.5万円(保険料率1.179%)、付加保険料(事務費)2.0万円)

・「**積立方式**」を組み合わせた場合、**33.2万円**です (※)

(掛捨ての保険料8.5万円、掛捨てではない積立金22.5万円、付加保険料2.2万円)

(※)保険方式は80%、積立方式は10%で加入した場合です。

保険料と付加保険料は50%、積立金は75%の国庫補助を適用した金額です。

(※)保険金の受取りがなければ、翌年保険料率が下がるのが基本です。

(※)積立金は自分のお金なので、補てんに使われなければ、翌年へ持ち越されます。

(※)保険料等を含めて運転資金が必要な方には、金融機関をご紹介します。

農業共済・ナラシ対策などの類似制度との掛金や補てん金の比較ができます！



各種試算は
全国連HPから！

NOSAI全国連のホームページはこちら
(各種試算のページ)

<http://nosai-zenkokuren.or.jp/t-insurance.html#taiken>



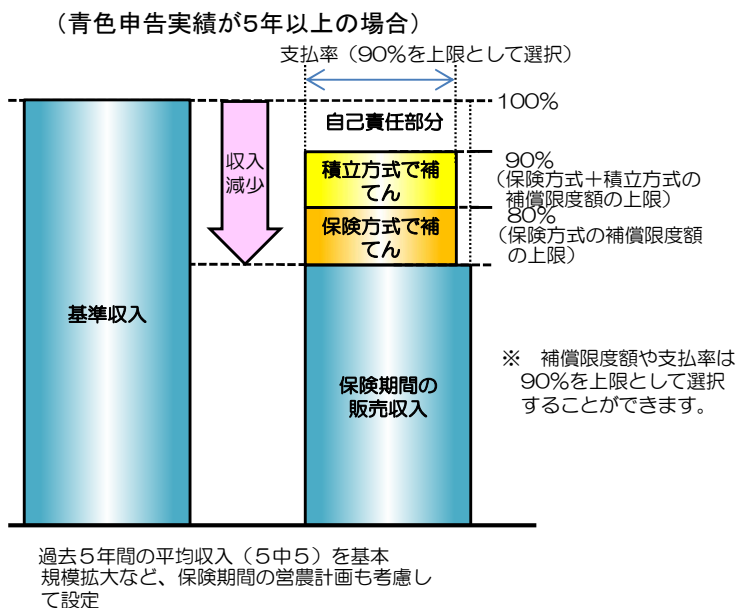
収入保険の仕組み

農業者が保険期間に生産・販売する農産物の販売収入全体が対象です。

- 米、畑作物、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、はちみつ、生乳など、ほとんどの農産物をカバーします。簡易な加工品（精米、もち、荒茶、仕上茶、梅干し、干し大根、畳表、干し柿、干し芋、乾しいたけ、牛乳等）も含まれます。
- 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等が措置されているので対象外です。
 - ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入します。（8ページのQ12を参照）
 - ◎ 現在、当分の間の特例として、野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、最初の2年間に限り収入保険と野菜価格安定制度を同時利用することができるようにしています。

農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割（支払率）を下回った場合に、下回った額の9割（補償限度）を補てんします。

- 掛捨ての「保険方式」と、掛捨てではない「積立方式」の組合せができます。
- 保険料には50%、積立金には75%、付加保険料には50%の国庫補助があります。
- 保険料率は、1.179%（令和5年1月より。50%の国庫補助後）です。また、自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、翌年の保険料率が変動します。
 - ・ 加入1年目は、「区分0」の率が適用されます。
 - ・ 保険金の受取りがなければ、1段階ずつ下がるのが基本です。
 - ・ 保険金の受取りがあれば、損害率（保険金÷保険料）の大きさに応じて段階は上がりますが、年最大3区分まででとどまります。



危険段階別の保険料率	
危険段階区分	保険料率（国庫補助後）
10	2.514%
9	1.699%
8	1.641%
7	1.583%
6	1.526%
5	1.468%
4	1.410%
3	1.352%
2	1.294%
1	1.237%
0	1.179%
-1	1.121%
-2	1.063%
-3	1.005%
-4	0.947%
-5	0.890%
-6	0.832%
-7	0.774%
-8	0.716%
-9	0.658%
-10	0.590%

（注：補償限度80%・下限なしの場合）

補償の下限を選択することにより、最大約4割安い保険料で加入できるタイプもあります（8ページのQ14を参照）

- 令和4年の収入保険から、共通申請サービスを通じてインターネット申請した方や自動継続特約で契約を更新した方は、**付加保険料（事務費）が割引**となります。

	インターネット申請 利用の場合
新規加入者	4,500円割引
継続加入者	2,200円割引

	自動継続特約 利用の場合
継続加入者	1,000円割引

※ 継続加入者の方がインターネット申請と自動継続特約の両方を利用した場合、3,200円割引

収入保険の加入手続等のスケジュール

令和4年

～12月

加入申請手続

次の書類を作成します。

- ・収入保険加入申請書
 - ・農業経営に関する計画
 - 保険期間の営農計画
 - 農業経営の目標
 - ・過去の農業収入金額申告書（平成30～令和3年分）
- ※ 新規加入時のみ

〈必要書類〉

- ・青色申告決算書等の税務申告書類の写しなど（平成30～令和3年分）

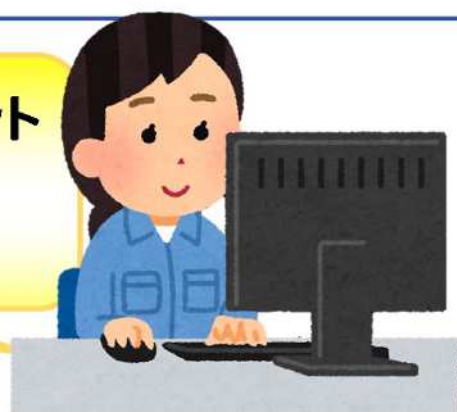
保険料、積立金、付加保険料の納付

保険料と積立金は、分割支払も選択できます（最終の納付期限は保険期間の8月末です。）

※ 保険料、積立金及び付加保険料は、口座振替です。

※ 分割支払は、支払月、支払回数を選択できます。

令和4年の収入保険から、インターネット申請ができるようになりました！
付加保険料の割引もあります！



インターネット申請には、eMAFFIDが必要となります。
eMAFFIDの取得は、農業共済組合がサポートします。

(保険期間が 令和5年1月～12月の場合)

令和5年

1～12月

保険期間

(税の収入算定期間と同じ)

令和4年分の確定申告が終わったら・・・

次の書類を作成します。

- ・過去の農業収入金額申告書 (令和4年分)
- ・農業経営に関する計画
 - 保険期間中に見込まれる農業収入金額

〈必要書類〉

- ・青色申告決算書等の税務申告書類の写しなど(令和4年分)

事故が発生したら・・・

自然災害などにより収入減少が見込まれるときは、速やかに事故の発生状況等を通知します。

・事故発生等通知書

損害が大きく、資金が必要な方は、無利子のつなぎ融資を申請することができます。

営農計画を変更するときは・・・

作付けする品目や面積などを変更するときは、営農計画を変更します。

※原則、変更に係る農産物等の作付け後1月以内に通知します。

※農作業日誌、農産物の販売に関する帳簿(農産物受払帳等)において、販売金額、販売数量、事業消費仕向け数量等)を必ず記帳します。

令和6年

保険期間終了後～6月

保険金等の請求・支払

令和5年の保険期間が終わったら・・・

会計帳簿等を整えて、確定申告に向けて準備します。

- ・収入保険の保険金、特約補てん金(国庫補助相当分)の見積りを行い、保険期間の収入として申告します。(NOSAI職員等がサポートします。)

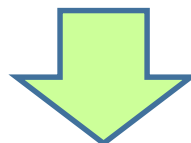


確定申告後、次の書類を作成し、保険金・特約補てん金を請求します。

- ・保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書

〈必要書類〉

- ・青色申告決算書等の税務申告書類の写しなど



NOSAI全国連が内容を審査後、保険金・特約補てん金を支払います。

収入保険に関するQ&A

Q1 収入保険の対象収入は、どのようにして計算するのですか。

- 1 収入保険では、自ら生産した農産物の販売収入全体を対象とします。
- 2 その把握については、税制度と整合した簡素な仕組みとするため、青色申告決算書における収入金額の算定方法に準じて、次のように計算します。
- 3 なお、雑収入については、農産物の販売収入に関係のないものも含まれますので、基本的には計算式には入れません。

$$\text{対象収入} = \text{農産物の販売金額} + \text{事業消費金額} + (\text{期末棚卸高} - \text{期首棚卸高})$$

Q2 税務申告上、雑収入として計上されるものは、基本的に、収入保険の対象収入に含めないとのことですが、雑収入の中で対象収入となるものがありますか。

雑収入として計上されているものであっても、農産物の販売金額と同等のものについては、収入保険の対象収入に含めることとしています。例えば、

- ① 農産物の精算金
- ② 畑作物の直接支払交付金、甘味資源作物交付金、でん粉原料用いも交付金及び加工原料乳生産者補給金の数量払
- ③ JTの葉たばこ災害援助金
等が該当します。

Q3 飼料用米の交付金にも数量払的な要素が入っていますが、対象収入に含まれるのですか。

飼料用米の交付金については、単収に応じて面積当たり単価が変動しますが、麦、大豆等の水田活用の直接支払交付金と同じ面積払であり、畑作物の直接支払交付金などの数量払とは性格が異なります。また、農業共済においても、飼料用米の交付金は補償の対象としていないことから、対象収入に含まれません。

Q4 作業受託料は、対象収入となるのですか。

作業受託料については、

- ① 税務申告上、雑収入として計上されること
- ② 生産者と作業受託者の双方が収入保険に加入した場合に、例えば、ほ場が被害を受けて作物の生産ができなくなり、作業受託料が支払われなかったときに、生産者のみならず、作業受託者にも保険金が二重に支払われる可能性があること
等から、対象収入に含まれません。

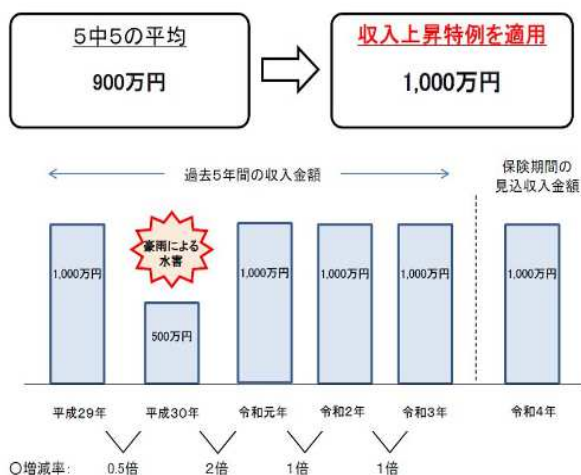
Q5 基準収入はどのように算定するのですか。

- 1 基準収入については、過去5年間の平均収入（5中5）を基本（過去5年間の青色申告実績がない場合は、実績のある年の平均収入）としつつ、保険期間の営農計画を考慮して設定します。
- 2 具体的には、
 - ① 経営面積を拡大する場合は、過去の単位面積当たり平均収入及び保険期間の経営面積を用いて上方修正（保険期間の見込農業収入金額の範囲内）
 - ② 過去の収入に上昇傾向がある場合は、過去5年間の平均収入及び各年の収入の上昇傾向の平均値を用いて上方修正（保険期間の見込農業収入金額の範囲内）
 - ③ 経営面積を縮小する場合や単収・単価の低い作物へ転換する場合などは、これらを加味して下方修正など、客観的な算定ルールを用いて設定します。
- 3 基準収入については、簡単に試算できるシミュレーションソフトを、各農業共済組合等のホームページで公開しています。
また、加入申請の際には、インターネット申請画面やタブレット端末システム上でも、シミュレーションを行うことができます。

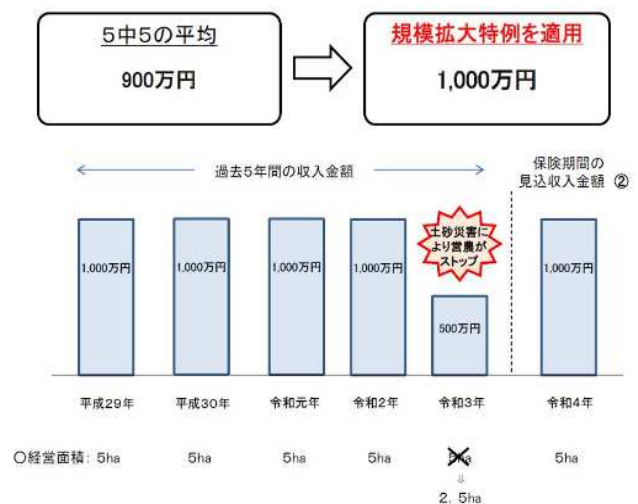
Q6 過去5年間のいずれかの年に、収入が皆無となるような大きな災害があった場合、基準収入を過去5中5平均とすると、基準収入が大きく下がり、十分な補償にならないのではないですか。

- 1 基準収入の計算に当たっては、実質的に自然災害年の収入減少が影響しないようになる仕組みを準備しています。
 - 2 具体的には、
 - ① 過去に、自然災害により収入が大幅に減少した年がある場合、「収入上昇特例」を適用し、基準収入を上方補正します。（図1）
 - ② 過去に、土砂災害などの自然災害により営農ができない農地や施設が発生し、収入が大幅に減少した年がある場合、農地や施設の復旧工事などを行い、保険期間に営農が再開できる状態になれば、「規模拡大特例」を適用し、基準収入を上方補正します。（図2）
- ※ いずれも、保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額が上限となります。

（図1）



（図2）



Q7 事故発生の通知は、どのような場合に行うのですか。

- 1 収入保険では、収入の減少が見込まれる事故が発生した場合に、事故発生の通知を義務づけていますが、具体的には、補てんの際に、1割の自己責任部分があることを勘案し、原則として、農産物の種類ごとに1割以上の収入の減少が見込まれる事故の場合に通知を行います。
- 2 なお、通知は、メールや電話でも可能です。

Q8 保険期間に大きな損害があり、収入減が見込まれるときに、何か手当はありますか。

農業者の中には自然災害等の発生時に当座の資金が必要となる場合もあることから、全国農業共済組合連合会が無利子でつなぎ融資を行うこととしています。

Q9 保険料、積立金、付加保険料の税務上の取扱いはどうなりますか。

収入保険の加入者が納付する保険料、積立金及び付加保険料については、税務上、

- ① 保険料、付加保険料は、原則として保険期間の必要経費又は損金に算入
- ② 積立金は、預け金となります。

Q10 保険金及び特約補てん金の税制上の取扱はどうなりますか。

- 1 保険金と特約補てん金のうち国庫補助相当分は、保険期間の翌年に支払われますが、支払われた年の総収入金額に算入すると税負担が過大になる恐れがあるため、税務上、保険期間の総収入金額に算入することになります。
- 2 保険期間終了後、加入者は収入保険の保険金及び特約補てん金（国庫補助相当分）の見積りを行い、これら見積り金額を含めて確定申告を行うことになります。
- 3 このため、確定申告に間に合うように、全国農業共済組合連合会が、保険金及び特約補てん金の見積りができるツールを準備し、農業共済組合等の職員がサポートします。

Q11 青色申告を行っている農業者が経営を移譲した場合、その青色申告実績は引き継がれるのですか。

- 1 青色申告を行っている農業者が、経営を移譲する場合の青色申告実績の取扱いについては、
① 譲受人が青色申告を行う者であって、
② 経営移譲の前後で事業の同一性が認められる場合は、青色申告実績を引き継ぐこととします。
- 2 例えば、青色申告を行う子へ親の経営をそのまま移譲する場合は、青色申告実績を引き継ぐことができます。

Q12 収入保険と農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、どちらかを選択して加入するとのことですが、同時に加入できる事業はあるのでしょうか。

次の事業は、収入保険と同時に加入できます。

- 野菜の価格下落時の出荷調整を支援する事業（野菜需給均衡総合推進対策事業等）
 - 野菜の契約取引において不作時の数量確保を支援する事業（契約指定野菜安定供給事業数量確保タイプ等）
 - 園芸施設共済（施設本体部分）
 - 果樹共済の樹体共済
 - 家畜共済（搾乳牛、繁殖雌牛等の固定資産及び育成乳牛（販売実績がなく保険期間中も販売しない酪農家が飼養するものに限る。）、病傷共済）等
- ※ 現在、当分の間の特例として、野菜価格安定制度（価格低下を補てんする事業）の利用者が初めて収入保険に加入する場合、最初の2年間に限り収入保険と野菜価格安定制度（価格低下を補てんする事業）を同時利用することができるようにしています。

Q13 野菜価格安定制度の指定産地において、野菜価格安定制度から収入保険へ移行する農業者が増加すると、産地要件を満たさなくなりませんか。

- 1 野菜価格安定制度における指定産地の要件は、野菜価格安定制度に加入していない農業者も含め、産地における指定野菜の作付面積等に基づき判定することとなっています。
- 2 このため、指定産地において野菜価格安定制度から収入保険へ移行する農業者が増加したとしても、それにより産地要件を満たさなくなることはありません。

（参考）指定産地の要件

- ① 指定野菜の作付面積が20ha以上
- ② 出荷団体（JA等）及び大規模生産者における指定野菜の出荷割合が指定産地全体の出荷数量の2/3以上

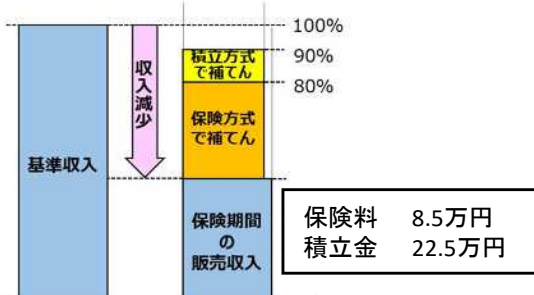
Q14 過去の収入をみても、収入が大きく減少した年はないので、安い掛金で加入はできませんか。

農産物の販売収入が半減することが想定しづらい複合経営の方の要望も踏まえ、発動基準（基準収入の9割）は変えずに、受け取る保険金の額を小さくする（補償の下限を70%、60%、50%から選択し、補償範囲を小さくする）ことで、保険料が最大で約4割安くなるタイプを用意しています。

例えば、基準収入が1,000万円の場合は、保険期間の販売収入がゼロになっても補償する基本タイプでは、保険料は約8.5万円ですが、補償の下限を基準収入の70%、すなわち販売収入が700万円になるまで（3割減）の収入減少を補償するタイプにすると、保険料は約4.7万円（約4割安い）となります。

基本のタイプ

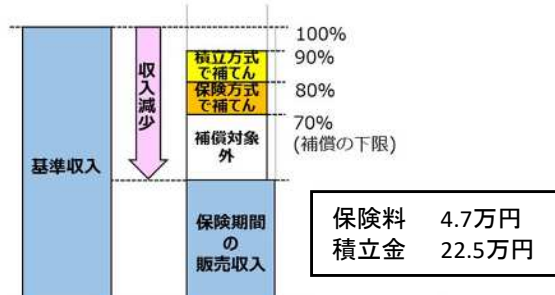
補償の下限を選択しない場合



（注）5年以上の青色申告実績がある者の場合

補償の下限を設けたタイプ

基準収入の70%を補償の下限として選択した場合



（注）5年以上の青色申告実績がある者の場合

（下限は70%、60%、50%から選択可）

相談窓口

- 収入保険の補償内容など詳しいことは、以下の相談窓口にお問合せください。

みなみ統括センター

業務部	〒060-0004	札幌市中央区北4条西1丁目1番地 北農ビル15階	☎011-522-6570
石狩支所	〒067-0055	江別市篠津401番地4	☎011-382-5470
後志支所	〒044-0007	虻田郡倶知安町北7条東5丁目1番地2	☎0136-22-0264
道南支所	〒041-1214	北斗市東前74-2	☎0138-77-8211
いぶり支所	〒059-1623	勇払郡厚真町新町214番地1	☎0145-27-3321
日高支所	〒056-0016	日高郡新ひだか町静内本町4丁目1番6号	☎0146-42-0904

道央統括センター

業務部	〒074-0001	深川市1条5番5号(2F)	☎0164-34-5331
空知中央支所	〒068-0007	岩見沢市7条東2丁目13番地	☎0126-22-0137
南空知支所	〒069-1341	夕張郡長沼町宮下1丁目1番1号	☎0123-88-3233
中空知支所	〒073-0022	滝川市大町1丁目5番14号	☎0125-22-2211
北空知支所	〒074-0001	深川市1条5番5号(1F)	☎0164-22-7111
上川北支所	〒095-0044	士別市東山町3343番地2	☎0165-23-4161
富良野支所	〒076-0043	富良野市字南大沼の2	☎0167-23-4830
上川中央支所	〒078-8208	旭川市東旭川町下兵村517番地	☎0166-36-2162
留萌支所	〒078-3711	苫前郡苫前町字旭40番地の9	☎0164-64-2591
宗谷支所	〒097-0001	稚内市末広4丁目2番31号	☎0162-33-6565

十勝統括センター

業務部	〒089-1182	帯広市川西町基線59番地28	☎0155-59-2006
中部事業所	〒080-2331	帯広市基松町基線35番地12	☎0155-63-2206
南部事業所	〒089-2106	広尾郡大樹町下大樹180番地1	☎01558-6-2141
西部事業所	〒089-0103	上川郡清水町字清水第1線50番地41	☎0156-62-2072
北部事業所	〒089-3708	足寄郡足寄町愛冠14番地20	☎0156-29-8800
東部事業所	〒089-5235	中川郡豊頃町中央若葉町23番地3	☎015-574-2421
北西部事業所	〒080-0573	河東郡音更町駒場南3番地4	☎0155-32-8010

ひがし統括センター

本所	〒086-1106	標津郡中標津町西6条南11丁目6番地1	☎0153-77-9182
----	-----------	---------------------	---------------

オホーツク統括センター

本所	〒099-0879	北見市美園497番地1	☎0157-66-6000
興部支所	〒098-1604	紋別郡興部町字興部772番地1	☎0158-82-2836
湧別支所	〒093-0731	紋別郡湧別町芭露194番地2	☎01586-6-2201
大空支所	〒099-2356	網走郡大空町女満別昭和149番地10	☎0152-74-3900

北海道農業共済組合 本所 <https://www.nosai-do.or.jp>

〒060-0004	札幌市中央区北4条西1丁目1番地 北農ビル15階	☎011-271-7235
-----------	--------------------------	---------------

農林水産省経営局保険課 TEL: 03-6744-7147
mail: syunyu-hoken@maff.go.jp

農林水産省
ホームページ



全国連
ホームページ



全国連
Facebook



全国農業共済組合連合会 TEL: 03-6265-4800
mail: kikaku@nosai-zenkokuren.or.jp